

富河監委発第23号
令和5年7月25日

富士河口湖町長 渡辺 喜久男 様

富士河口湖町監査委員 赤池 正文

富士河口湖町監査委員 駒谷 勉

富士河口湖町監査委員 中野 貴民

令和5年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を実施しましたので、同条第9項及び第10項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和5年度
財政援助団体等監査報告書

令和5年7月

富士河口湖町監査委員

1. 根拠法令及び準拠基準

- ・地方自治法第199条第7項
- ・富士河口湖町監査基準

2. 監査の種類

財政援助団体等監査

3. 監査実施日

令和5年6月21日（水）

4. 監査対象課（局）及び団体等

令和4年度に補助金等により町から財政的援助を受けた団体等のうち次の団体を抽出し監査を実施した。

No.	所管課（局）	団 体 名
(1)	政策企画課	富士河口湖町女性団体連絡協議会
(2)	政策企画課	富士河口湖町男女共同参画推進委員会
(3)	子育て支援課	富士河口湖保育所保護者会
(4)	子育て支援課	乳ヶ崎区児童公園遊具周辺整備補助金
(5)	農 林 課	河口古代米研究会
(6)	農 林 課	富士ヶ嶺農産物生産組合
(7)	農 林 課	西湖漁業協同組合
(8)	学校教育課	勝山中学校 (全国中学校大会遠征費補助金 (JOC ジュニアオリンピックカップ 令和4年度全国中学生カヌー大会))
(9)	生涯学習課	富士ヶ嶺公民館
(10)	生涯学習課	若松町公民館
(11)	生涯学習課	山梨県ボート協会
(12)	生涯学習課	富士河口もみじマーチ実行委員会
(13)	生涯学習課	スポーツレクリエーション祭
(14)	文化振興局	富士河口湖町オーストリア音楽国際交流委員会
(15)	文化振興局	富士河口湖町音楽のまちづくり事業実行委員会

計6課（局）、15補助金、15団体

5. 監査の着眼点

(所管課)

- ① 補助金交付要綱等により補助金の交付目的及び補助対象事業の内容が明確にされているか。また、公益上の必要性は十分か。
- ② 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ③ 補助事業に関する団体への指導監督は適切に行われているか。
- ④ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- ⑤ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要があるものはないか。

(財政援助団体等)

- ① 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課(局)へ提出した補助金の交付申請、実績報告等は符号するか。
- ② 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ③ 補助金に係る収支会計経理は適正に行われているか。
- ④ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- ⑤ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切に行われているか。

6. 監査の内容・方法

各課(局)に対し、所管する補助金交付団体及び補助金額等を記載した調査表の提出を求め、各補助金の概要等について確認を行い、その中から抽出した52の補助金について、補助金交付要綱、交付申請書及び実績報告書等の該当補助金関係書類の提出を求め、所管課(局)長及び担当職員に補助事業の概要等の説明を受け、質疑応答する形式で監査を実施した。

7. 監査の結果

所管課及び当該財政援助団体の補助金に係る出納その他の事務は概ね適正に行われており、補助金の使途も目的に沿って使用されていると認められた。

8. 監査の概要等

事前調査により各課（局）より提出された補助金交付団体の総数は延べ 252 団体、補助金額の総額は 2 億 1,987 万 6,838 円であった。監査を実施した 15 団体、15 補助金の概要及び該当補助金に対する意見については次のとおりである。

(1) 富士河口湖町女性団体連絡協議会

① 所管課

政策企画課

② 補助金額

100,000 円

③ 補助の概要

運営費の補助

④ 団体の目的

各加入 9 団体（手話サークル ふじぎくら、みずうみ、ひとみ会、レクリエーション協会、食生活改善推進員会、ひまわりの会、ラベンダー会、童謡と唱歌の会 月見草）の自主性を尊重しながら、団体間の連帯・意識を高揚し、女性の社会参加と地域福祉の推進に貢献することを目的としている。

《意見》

繰越金や運営状況を見ながら、補助執行している状況となっており、近年指摘している繰越金について対応されており素晴らしい。今後も状況を見ながら、適切な補助金執行をしてもらいたい。

(2) 富士河口湖町男女共同参画推進委員会

① 所管課

政策企画課

② 補助金額

335,000 円

③ 補助の目的

「日本女性会議 2022 in鳥取くらし」参加者負担補助

④ 団体の目的

男女共同参画の仕組みをさらに充実発展させ、社会が抱える多くの課題について男女が共同で問題解決にあたるような活動を推進する。

《意見》

開催場所と参加人数により補助金額変更あるので、要綱制定などを検討し、参加者が補助を受けられやすい体制づくりを検討し、協議会員の確保へつなげてもらいたい。

(3) 富士河口湖町保育所保護者連絡協議会

- ① 所管課
子育て支援課
- ② 補助金額
200,000 円
- ③ 補助の目的
幼児保育の向上を図るため
- ④ 事業の目的
町幼児福祉事業実施（各保育所での人形劇上演）

(4) 乳ヶ崎区児童遊具周辺整備補助金

- ① 所管課
子育て支援課
- ② 補助金額（総額）
279,400 円
- ③ 補助の目的
遊具周辺の環境整備
- ④ 事業の概要
金山神社児童公園遊具上の杉の木の枝伐採

《意見》

実績報告書の作業内容について、領収書の添付だけでは、具体的な作業内容が記載されておらず分かりづらいため、作業前、作業後の写真を添付するなど、作業内容を具体的にわかりやすく記載し、補助金交付後の執行状況のしっかりと確認し、リスクにならない対応をとるようにしてもらいたい。

(5) 河口古代米研究会

- ① 所管課
農林課
- ② 補助金額
70,000 円
- ③ 補助の目的
古代米の栽培を生産による特産品の産出、赤米・黒米の生産、研究の実施・食育支援を目的とする。
- ④ 団体の目的
古代米の栽培を通じて、農業の振興を図り地域の発展に寄与し、遊休農地を借り受け栽培することにより、地区農地の荒廃縮小を目的とする。

《意見》

補助金が同程度の金額が交付されている状況であり、町として遊休農地の活用、農業振興を推進していることもあり、難しい側面もあると思うが、団体の事業収入もあることから、団体の事業、収支状況、補助の目的や必要性等について検討し、補助金額のさらなる減額や終期の設定等について検討してもらいたい。

(6) 富士ヶ嶺農林畜産生産組合

- ① 所管課
農林課
- ② 補助金額
110,000 円
- ③ 補助の目的
運営補助金
- ④ 団体の目的
富士ヶ嶺地区において野菜の生産と地区内の農家の地域向上を目的とする。

《意見》

コロナ禍の影響と会員の高齢化により、活動が停滞しつつあり、収支も赤字になっていることから、より効果的な支援となるよう、事業効果や費用対効果などを検証し、事業の再検討をしてもらいたい。

(7) 西湖漁業協同組合

- ① 所管課
農林課
- ② 補助金額
300,000 円
- ③ 補助の目的
運営補助金
- ④ 団体の目的
漁族の保護・育成を行い、地域の漁業及び観光振興を目的とする。

《意見》

恒常的に収支が赤字となっており、運営が厳しい状況が伺えることから、他団体等の運営を参考にしつつ、団体の収支黒字化を目指すよう、所管課として指導監督してもらいたい。また、収支報告書の内容についても、備考欄などに主な内容を具体的に記載するようにしてもらいたい。

(8) 勝山中学校（全国中学校大会遠征費補助金（JOC ジュニアオリンピックカップ
令和4年度全国中学生カヌー大会））

- ① 所管課
学校教育課
- ② 補助金額
256,501 円 （補助金返還額） 2,319 円
- ③ 補助の目的
全国中学校大会遠征費補助金
- ④ 事業内容
中学校運動部の全国大会出場時の活動費補助
※補助金交付要綱あり

《意見》

収支報告書の記載についても具体的で詳細な内容となっており、適正に執行されているので、次年度以降についても同様にしてもらいたい。

(9) 富士ヶ嶺公民館

① 所管課
生涯学習課

② 補助金額
120,000 円

③ 補助の目的
公民館の改修補助

④ 事業の概要
富士ヶ嶺公民館和室の床の間が腐食により落ちていたため改修工事を施工。
総事業費 200,000 円のうち、60%に相当する 120,000 円を町から補助金として交付し、残額の 40%の 80,000 円は事業主体者である富士ヶ嶺が負担。総事業費の 40%の 80,000 円の財源は富士ヶ嶺財産区の繰出金である。

《意見》

事務手続きは、適正に処理されているが、収支報告書については、支出内容を備考欄に具体的な内容・内訳を記載し、作業内容や領収書等との整合性がとれるよう指導してもらいたい。

(10) 若松町公民館

① 所管課
生涯学習課

② 補助金額
2,280,000 円

③ 補助の目的
公民館解体工事の補助

④ 事業の概要
若松町公民館解体工事を施工
当初見積 2,050,000 円の 80%=1,640,000 円を若松町が負担。
総事業費 3,920,000 円の 20%=784,000 円は、船津財産区からの繰出金であり、差額の 1,496,000 円は一般会計からの支出である。

《意見》

事務手続きは、適正に処理されているが、収支報告書について、支出内容を備考欄に具体的な内容・内訳を記載し、作業内容や領収書等との整合性がとれるよう指導してもらいたい。

(11) 山梨県ボート協会

- ① 所管課
生涯学習課
- ② 補助金額
2,300,000 円
- ③ 団体の目的
社団法人日本ボート協会の傘下のもと、山梨県内の競技団体を統括し、ボート競技の普及、発展をとおして青少年の健全育成とスポーツ振興に貢献することを目的としている。
- ④ 補助の目的
選手強化事業費、大会運営費、事務費、備品修繕費、負担金等の補助
- ⑤ 事業内容
・河口湖レガッタ等の各種大会運営、ボートサミット開催 等

(12) 富士山・湖・もみじウオーク実行委員会

- ① 所管課
生涯学習課
- ② 補助金額
3,190,800 円
- ③ 補助の目的
富士山・湖・もみじウオークへの参加協力等活動資金・大会運営費の補助

《意見》

補助金の追加交付が実施され、名称変更などのやむを得ない理由ではあったが、計画的に補助執行されるように今後ともつとめてもらいたい。

(13) 山梨県スポーツレクリエーション祭

- ① 所管課
生涯学習課
- ② 補助金額
61,320 円
- ③ 団体の目的
社会体育の健全な発展を図り、その振興に貢献するとともに、町民の親睦を図り、その体力向上を目的としている。

④ 補助の目的

山梨県スポーツレクリエーション祭に参加する町民の保険や旅費

《意見》

監査等での指導を受けての個人補助ではなく、団体への補助交付対応に変更し、適切に対応する努力が見られ大変評価できる。今後も適切な補助執行になるよう努力してもらいたい。

(14) 富士河口湖町オーストリア音楽国際交流委員会

① 所管課

文化振興局

② 補助金額

100,000 円

③ 補助の目的

交流委員会の運営費補助金

④ 団体の目的

世界的な音楽芸術文化都市オーストリア ウィーンを中心とした音楽家との音楽を中心とした芸術文化交流を通して、国際的な感覚に触れる機会を作り、町の文化の振興を更に促進していくことを目的としている。

《意見》

大変素晴らしい地道な交流を続けていることが伺われる。ただし、収支報告書の内容からは、食糧費が支出の大半を占めているため、誤解を生まないよう活動状況をしっかりと状況把握し、適正で公平な補助金執行を心がけてもらいたい。

(15) 富士河口湖町音楽のまちづくり事業実行委員会

① 所管課

文化振興局

② 補助金額

30,000,000 円

③ 補助の目的

富士山河口湖ピアノフェスティバル等の運営費補助

④ 団体の目的

コンサートホールや学校、老人福祉施設などで開催される良質な音楽に触れる機会を通じて地域の文化振興及び経済活性化に貢献する。音楽を中心とした芸術文化活動を通じてまちづくりを行うことを目的とする。

《意見》

企業版ふるさと納税での財源確保により、良質な事業が展開できていることは大変素晴らしい。財源を確保しつつ、長期的な視点で、活動を通じたまちづくりをさらに進めてもらいたい。また、後進の人材育成についても、こうした有益な事業が末永く続くような職員の体制づくりを検討してもらいたい。

9. 総括意見

(1) 実績報告による補助金額確定及び戻入徹底の継続について

以前から指摘している事業完了後の実績報告において、実績報告額が補助金交付額を下回っている事業では、多くの団体が補助金確定と戻入を実施している状況となっており、各所管担当職員の丁寧な対応と努力が伺える。引き続き、補助事業については、実績報告の内容を十分精査したうえで、申請者に確定額を通知することが富士河口湖町補助金等交付規則に定められていることから、事業実績報告の確認及び補助金額の確定、戻入について適正に実施するよう継続的に指導にあたってもらいたい。

(2) 申請書及び収支報告書について

実績報告書の収支報告書の記載内容について、各項目に具体的な説明がなく、詳細な収支内容について、添付資料や領収書を確認しないと把握できないものが見受けられた。収支報告書には主な収入や支出については、備考欄などに具体的な内容を記載し、所管担当者が確認しやすくすることで、迅速な執行確認ができ、リスク防止にもつながることから、次年度の申請書、報告書提出の際には、各課で対応してもらいたい。

(3) 継続的な補助金交付団体について

本年度の監査対象団体においても補助金が長年に渡り同程度の金額が交付されている団体が見られた。収支状況の改善や交付終期の設定がされないまま、町補助金への依存度が高くなり、自主的な運営を促すという姿勢が損なわれる原因となっている。団体の事業、経営、収支状況等については年々変化するため、状況を見極め、補助金額の変更や終期の設定等について、長期的な視野を持って、継続的に検討していただきたい。

(4) 繰越金の増額傾向について

再三の指摘になるが、団体等への補助金額の倍以上の繰越金が発生している団体がみられる。繰越金が町補助金額を上回る状況は、補助目的や公正性・妥当性から外れる恐れや不正の温床にもつながることから、次年度（単年度）の補助金を不交付にすることで繰越金が残らない弾力的な団体運営をするよう引き続き、強く指導監督してもらいたい。

また、財産区財源の補助だから例年どおり補助するという安易な決定ではなく、所管担当、財産区時事務局、各団体と意思疎通を図りつつ、中長期的な視点から、補助金執行を検討してもらいたい。

～総括～

前年度よりもさらに事業縮小や中止等が減少し、補助金執行が平常時の状況に近づいた年度となった。次年度以降も新型コロナウイルス感染対策が五類へと移行されたことにより、さらなる団体運営や事業執行される状況となることが予想される。

補助金交付は、公金支出により実施されていることから、町の財政負担の必要性、補助の目的を明確にし、事業完了後には実施効果等の評価を適正に行い、例年どおりの補助執行ではなく、必要に応じて修正、廃止及び縮小することで、より効果的な事業や行政サービスを実行していただきたい。

さらに、補助金事務処理については、要件審査や団体活動への監督、実績報告書の提出による事業効果の確認による補助金執行事務が形骸化してきている傾向が若干見られたため、所管担当内で審査・執行体制を今一度確認し、適正な執行をしてもらいたい。また、補助交付後も、経過観察し、適正な運用がされているか随時確認するようにしてもらいたい。

多種多様化している住民ニーズに対して、町の補助事業は、行政機関の根幹ともなる事務事業と言えることから、限りある財源を効果的に活用できるように、各所管担当の執行体制の確認・見直しを繰り返しつつ、また財政援助団体に対しては、最終的には自主的な運営を促進し、事業の性質上、透明性が確保された事業運営を積極的に行っていただくよう指導していただきたい。